

令和5年度児童養護施設等検査実施方針

令和5年4月20日
子ども家庭部長決定

1 対象施設

児童養護施設 3施設

区立母子生活支援施設 1施設

2 実施内容

東京都板橋区児童福祉施設等指導検査実施要綱による。

3 基本方針

区は、児童養護施設及び区立母子生活支援施設において入所者が安全に、かつ安心して生活を営み、一人ひとりの個別性に応じたきめ細かな養育・支援が提供されるよう指導検査を行う。

指導検査においては、区条例や関係法令、国通知等に定める基準への適合を、関連資料の徴取、施設での関係者へのヒアリング、施設内の見学、帳簿書類の検査により調査し、基準への不適合や取組の不十分が認められる場合は、別に定める「児童福祉施設等指導検査基準」または、「母子生活支援施設指導検査基準」に則って指導助言し、施設に対して主体的な改善の取組みを求める。

また、重大な法令違反や不適切なサービス提供の疑いがある場合は、利用者を保護し、児童養護施設等の社会的役割に対する使命を確保保持するため、速やかに特別指導検査を実施する。

4 一般指導検査の重点項目

(1) 運営関係

① 職員の状況

(ア) 職員配置基準に定める職員の員数及び保有資格に関する基準を満たしているか。

(イ) 職員の処遇について、適切な給与水準の確保、労働時間の短縮等労働条件の改善、福利厚生の実施、研修等による資質向上等が図られているか。

② 安全対策の状況

(ア) 建物の施設設備は区条例等に定める基準を満たし、危険な箇所はないか。

(イ) 消防計画に基づく防火設備の点検、避難・消火訓練等を実施しているか。

(ウ) 食中毒、感染症予防対策（特に新型コロナウイルス、インフルエンザ、腸管出血性大腸菌O157、レジオネラ症、ノロウイルスの感染及びまん延防止対策）が徹底されているか。

(エ) 事件事故を未然に防ぐため、また発生時に迅速かつ的確に対応するため、マニュアル等を作成し、職員間の情報共有が図られているか。

③ 苦情対応の体制整備

(ア) 苦情対応の仕組みの入所者等への周知、第三者委員の設置などがなされているか。

(イ) 入所者等からのサービスに係る苦情内容及び対応結果が、定期的に公表されているか。

(2) 養育・支援関係

① 養育・支援の実践

(ア) 自立支援計画に基づく養育・支援が行われているか。

(イ) 自立支援計画は入所者の個別の状況に応じて作成され、必要の都度、ケース会議等において見直しが行われているか。

(ウ) 養育・支援の実践内容は、自立支援につながるものとなっているか。

② 入所者の人権に配慮した処遇

(ア) 入所者等に対し、施設従事者等による虐待行為等の不適切な対応がない

(イ) 適切な虐待防止策が取られているか。

(ウ) 体罰等監護及び教育に係る権限が濫用されていないか。

③ 預り金の適正管理

入所者等の預り金を管理している場合、適切な管理が行われているか。

(3) 会計関係（区立母子生活支援施設は除く。）

① 適切な会計処理

(ア) 会計基準等に則った適切な会計処理が行われているか。

(イ) 計算書類等が適正に作成されているか。

② 運営費の運用

「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」（平成16年3月12日雇児発第0312001号ほか及び雇児福発第0312002号ほか）に基づく運営費の管理・運用が行われているか。

5 関係機関との連携

児童養護施設については、連絡調整を担当する子ども政策課内で連携していく。

区立母子生活支援施設については、運営所管である福祉部生活支援課と連携していく。

また、福祉部生活支援課が今年度社会福祉法人監査を実施する予定の法人の、主たる事務所である施設については、法人監査と同日に一般指導検査を実施する。